

# 令和4（2022）年度 児童クラブ入会申込み案内



## ～ 児童クラブの対象と目的 ～

- ◆ 児童クラブは、周南市に住民票があり、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童（1年生～6年生）を保育する施設です。
- ◆ 児童が安全に充実して過ごすことができるよう、放課後児童支援員を中心に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

周南市教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当  
☎(0834) 22-8457

# 1 入会要件

① 保護者及び同居の祖父母（70歳未満）全員が、就労等の理由により、次の期間に家庭で保育できない。

【長期休業期間(春・夏・冬休み)】 8時～18時の間に4時間以上かつ月15日以上

【長期休業期間以外】 13時～18時の間に2時間以上かつ月15日以上

※「長期休業期間のみ」の入会希望者は、祖父母の要件は不要です。

※「70歳未満」は、令和4年度中に70歳になる方を除きます。

② 入会期間が継続して1か月以上ある。

※春休み・冬休みに限り、それぞれ全期間入会する場合は申込みできます。

③ 自主的に児童クラブに参加でき、集団生活ができる。

※異年齢・多人数で過ごす児童クラブにおいて、特別な配慮を要する場合は、入会できないことがありますので、申込み前にご相談ください。

④ 児童クラブと保護者間で常に連絡がとれ、協力できる。

※体調不良やケガ、災害等の緊急時にお迎えをお願いする場合があります。

⑤ 児童クラブに関する保護者負担金の滞納や必要書類の未提出がない。

※滞納がある方や、必要書類を提出されない方は、入会をお断りする場合があります。

# 2 申込先

入会を希望する児童クラブ（受付時間は「5 開所時間と閉所日」を参照）

※初めて入会する場合は、保護者と児童同伴で面談をします。

その際に申込書を受け付けますので、書類を準備して児童クラブに連絡してください。

# 3 受付期間と入会決定

| 入会希望期間の<br>開始日       | 申込期間                               | 入会決定時期          |  |
|----------------------|------------------------------------|-----------------|--|
|                      |                                    | 1・2・3年生         | 4・5・6年生  |
| (夏休み前まで)<br>4/1～7/20 | R3.11/22(月)～<br><u>12/20(月)</u>    | 3月上旬頃<br>(1年間分) | 3月上旬(夏休み前までの利用分)<br>6月下旬(夏休み以降の利用分)<br>※入会審査を2回に分けて行います。 |
| (夏休み以降)<br>7/21～3/27 | R3.11/22(月)～<br>R4. <u>5/13(金)</u> |                 | 6月下旬   |
| 随時入会                 | 入会希望日の<br>10日前まで                   |                 | 申込み後、約1週間  |

## 注意事項

※「長期休業期間のみ」など、間を空けて入会を希望する場合は、最初の利用希望日を開始日として申し込んでください。

## 入会審査について

※入会は低学年優先です。その他、世帯の状況を総合的に考慮し、市が定めた基準により決定します。希望期間に入会できない場合や、入会待機となる場合がありますので、ご了承ください。

## 4 申込みに必要な書類

① 児童クラブ入会申込書兼児童台帳

② 保育を必要とする事由の証明書類…下表のとおり

※②は、保護者及び同居の祖父母（70歳未満）のものがが必要です。

ただし、「長期休業期間のみ」の入会希望者は、祖父母の書類は不要です。

| 入会要件           | 必要書類（様式あり）<br>※証明書は3か月以内に発行されたもの | 入会できる期間  |
|----------------|----------------------------------|--|
| 就 労            | 雇用証明書 又は<br>自営業確認書（確定申告書の写しを添付）  | 就労期間   |
| 妊娠・出産          | 出産に伴う児童クラブ入会申立書                  | 「出産予定日から8週間前の日<br>が属する月の初日」から「出産日<br>から8週間後の日が属する月の<br>末日」まで |
| 就 学            | 教育訓練等受講に伴う児童クラブ<br>入会申立書         | 修業期間   |
| 疾病・傷病          | 診断証明書                            | 診断証明書に記載された期間  |
| 同居親族の<br>介護・看護 | 看護等申立書                           | 看護等が必要な期間  |
| 求 職 活 動        | 求職活動に伴う児童クラブ入会<br>申立書            | 2か月間   |

※証明書類の発行者に内容確認をすることがありますので、ご了承ください。

※各種様式は、児童クラブ、生涯学習課及び市ホームページで配布しています。

## 5 開所時間と閉所日

|         |  |
|---------|--|
| 開 所 時 間 | 学校の授業がある日：授業終了時～18時<br>土曜日、長期休業期間：8時～18時<br>※延長保育実施クラブは19時まで   |
| 閉 所 日   | (1) 日曜日、祝日<br>(2) 盆（8月13日～16日）<br>(3) 年末年始（12月29日～1月3日）<br>※利用者がいない場合は、閉所することがあります。<br>※災害時や学級閉鎖時等に、臨時閉所することがあります。 |

## 6 通所方法

児童の安全のため、保護者による送迎を原則とします。

- ・職員と保護者がお話しできる貴重な機会ですので、必ず児童クラブの出入口まで送迎してください。
- ・必ず開所時間内に送迎してください。
- ・保護者の都合により送迎が困難な場合は、児童クラブにご相談ください。

## 7 保育料

| 入会期間           | 月額保育料  |
|----------------|--------|
| 4月             | 3,100円 |
| 5・6・9・10・11・2月 | 2,500円 |
| 7月             | 3,400円 |
| 8月             | 4,800円 |
| 12月            | 2,800円 |
| 1月             | 2,900円 |
| 3月             | 3,000円 |

| 入会期間               | 保育料    |
|--------------------|--------|
| 春休み (R4.4/1~4/7)   | 1,200円 |
| 夏休み (7/21~8/31)    | 6,600円 |
| 冬休み (12/25~R5.1/7) | 1,400円 |
| 春休み (R5.3/27~3/31) | 1,000円 |

|   |
|---|
| 延長保育料<br>継続 (月11日以上利用) 1,300円/月<br>緊急 (月10日以下利用) 100円/日 |
|---|

※条例等の改正により、上記の保育料は変更となる場合があります。

### ◆保育料の支払方法◆

毎月、児童クラブから配付される集金袋で納付してください。

※月の途中で入退会する場合は、入会期間に応じて保育料を日割り計算します。

### 【その他必要となる費用】

- ・運営費 (おやつ代など) : 1,500円/月 ※別途、行事等で必要額を徴収する場合があります。
- ・保険料 (ケガ等に対する補償) : 800円程度/年

## 8 保育料の減額・免除制度について

保育料を減額又は免除とするためには、いずれも申請が必要です。

| 区分         | 対象  |
|------------|---|
| 減額<br>(半額) | きょうだいで2名以上の児童が同時に在籍している場合で、最年少児童以外の児童   |
| 免除<br>(全額) | ① 生活保護受給世帯<br>② 市民税非課税世帯 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4~6月分</span> 令和3年度課税情報が基準<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7~3月分</span> 令和4年度課税情報が基準<br>※他市からの転入により、基準年度の課税情報が周南市にない方は、基準年度の1月1日時点の住所地で発行された市区町村民税課税証明書(3か月以内に発行されたもの)を提出してください。<br>※随時の申請は、原則、申請日の翌月分から適用となります。 |

※上記以外の減免：災害による家屋の全半壊、特別な事情による市民税の免除等の場合はご相談ください。

## 9 退会・家庭状況等の変更の届出

以下の項目に該当する場合は、速やかに届出が必要です。

- ◆退会 (保育を必要とする事由の消滅、転出など) ◆就労状況 (就労先、就労時間の変更など)
- ◆家庭状況 (転出、離婚、結婚、妊娠、出産、死亡など) ◆住所 (転居、電話番号の変更など)
- ◆通所方法の変更

## 10 保護者用スマートフォンアプリの利用

児童クラブと保護者間の連絡ツールとして、保護者用スマートフォンアプリを導入しています。アプリの利用には、児童の個人情報(氏名、性別、生年月日)をクラウドサービス上に登録する必要があります。アプリの利用を希望する方は、児童クラブ入会申込書兼児童台帳の同意欄に署名をしてください。